

SEARCHROOM 利用規約

Decillion Capital 株式会社

本規約は、Decillion Capital 株式会社（以下「当社」といいます。）が、第1条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用者に提供する際の条件に関して規定するものです。

第1条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、当社 Web サイト（以下、「当社サイト」といいます。）において、50 万社以上の企業データをもとに、AI による企業検索・分析を可能にした B2B 企業向け企業情報プラットフォームサービス、およびそれに付随するサービスです。
2. 本サービスのご利用契約（以下「本契約」といいます。）は、利用者になろうとする者が、当社に本サービスのご利用を当社所定の方式により申し込み、当社が利用者になろうとする者に本サービスのアカウントを発行・通知した日をもって成立します。なお、お申込みにあたっては、当社所定の審査があります。
3. 利用者は、当社が本サービスを提供するために必要とする情報で、利用者が合法的に所持し当社に提供する権限を有する情報を当社に提供するものとします。

第2条（定義）

本規約における用語は以下の通り定義するものとします。

1. 「秘密情報」とは、（1）利用者が、本サービスより提供を受けた（提供の方法は、電磁的方法、書面、口頭、視覚的方法を問いません。以下本号において同様とします。）、秘密であることが明示された未公開情報、（2）当社が、利用者より提供を受けた、秘密であることが明示された未公開情報、および（3）本契約の内容、ならびに（4）これらの複写物、複製物または翻訳物等をいいます。ただし、以下のものを除きます。
 - (a) 受領当事者が守秘義務を負うことなく、既に保有していた情報
 - (b) 受領当事者が情報を入手した時点で公知であるか、または受領当事者が当該情報を入手した後、受領当事者の過失によることなしに公知となった情報
 - (c) 受領当事者が第三者から守秘義務を課されることなく適法に取得した情報
2. 「開示当事者」とは、秘密情報を当社に開示した利用者、または利用者が開示した当社をいいます。
3. 「受領当事者」とは、秘密情報を利用者から受領した当社、または当社から受領した利用者をいいます。
4. 「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項

で定める関係会社をいいます。

第3条（再委託）

1. 当社は、本サービスにかかる業務の一部を第三者に再委託することができるものとします。
2. 当社は、当該再委託先との間で、再委託する業務を遂行させることについて、本規約に基づいて当社が利用者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせるものとします。

第4条（秘密保持）

1. 秘密情報の受領当事者は、秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって、本サービスの提供または利用の目的の範囲内で秘密情報を取り扱うものとします。ただし、当社は、秘密情報を、本サービスの開発・改善の目的で取り扱うことができるものとします。
2. 受領当事者は、前項の目的のために客観的かつ合理的に必要な範囲に限り、秘密情報の複製、複製または翻訳を行うことができるものとします。ただし、受領当事者は、秘密情報の複製物、複製物または翻訳物等に「秘密」「Confidential」など、秘密情報である旨を明示するものとします。
3. 受領当事者は、以下の各号に定める者（以下「開示先」といいます。）に、本規約に基づき自らが負う義務と同等の義務および保証を課す等の適切な措置を講じることを条件として、秘密情報を開示することができるものとします。ただし、開示する秘密情報は、第1項の目的のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限るものとし、開示先に開示した受領当事者は、秘密情報に関して開示先の責めに帰すべき事由により生じた、開示当事者の損害について責めを負うものとします。
 - (a) 本サービスの提供または利用の目的に必要な最小限の、関係会社ならびに自己および関係会社の役員および従業員
 - (b) 法令上の守秘義務のある弁護士、公認会計士、弁理士等の外部専門家その他の同等の守秘義務を負うアドバイザー等
 - (c) 第3条第2項における再委託先
4. 前項にかかわらず、受領当事者は、法令上の要請により秘密情報の開示が義務付けられている場合、または司法機関もしくは行政機関等から法令上の根拠に基づき秘密情報の開示を命じられた場合は、かかる義務の範囲内で当該秘密情報を開示することができるものとします。この場合、受領当事者は、関連法令に反しない限り速やかにその旨を開示当事者に通知し、開示当事者からの要請を考慮し、その開示範囲を法令上義務付けられる必要最小限の範囲にとどめるための努力を尽くしたうえで、秘密情報を開示することができるものとします。また、開示当事者が法的救済を求める場合には、合理的範囲内で開示当事者に協力するものとします。

5. 利用者は、本契約が終了した場合、本サービスから受領したすべての秘密情報（媒体、電磁的データおよび試作品、サンプル等秘密情報を包含する有体物を含む。）を遅滞なく当社に返還、破棄または消去するものとし、当社から要求があった場合には、当社に対し、速やかにかかる破棄または消去を証する書面（電子メール等の電磁的記録を含みます。）を提出するものとし、また、秘密情報のうち、法令等の遵守のために引き続き保存が必要な情報については、返還、破棄または消去を要しないものとし、

第5条（報酬および費用）

1. 本サービスの対価として、利用者は当社に対し、別紙記載の報酬およびそれにかかる消費税相当額（算定時に税法上有効な税率とします。）を、別紙に定める期限までに、別紙記載の方法により支払うものとし、また、支払いに要する費用は利用者の負担とします。
2. 利用者は、前項の報酬を支払った場合、いかなる名目であっても、その返還を求めることはできないものとし、

第6条（著作権等）

1. 利用者が当社に提供したコンテンツの著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含み、以下本条において同様とします。）は、コンテンツを提供した利用者に留保されるものとし、当社は当該コンテンツを本サービスの提供、開発および改善以外の目的に利用しないものとし、
2. 当社サイトの掲載情報に関する著作権および著作者人格権については、当社、当社に情報を提供した利用者その他の当該権利が帰属する第三者に留保されるものとし、掲載情報を閲覧した利用者は、本サービスの利用目的の範囲内で当該掲載情報を利用することができるものとし、

第7条（免責・保証）

1. 当社および利用者は、本サービスその他当社が利用者に提供する付随サービス（以下「本サービス等」といいます。）に関し、当社が次の各号につき、一切の責任を負わないものとするに合意するものとし、ただし、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。
 - (a) 当社サイトの掲載情報に関する第三者から批判、苦情、および損害賠償の請求を含む訴えの提起
 - (b) サーバメンテナンス、本サービスの点検またはシステム障害等の理由によるサービスの停止または中断
 - (c) 地震、洪水、疫病、火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (d) その他、当社が合理的な理由によりサービスを停止または中断した場合

2. 当社は、本サービスで提供するデータ等に関し、正確性、完全性、安全性（データ等がウイルスに感染していないことを含む。）、有効性（本サービスの利用目的への適合性を満たしていることを含む。）、データ等が第三者の知的財産権および／またはその他の権利を侵害しないこと、データ等が本契約期間中継続して利用者に提供されることをいづれも保証しない。また、当社は、本契約において明示的に保証すると記載したものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、本サービスで提供するデータ等について一切の保証をしない。また、本サービスを利用するにあたって、会社法、金融商品取引法その他の関連法令上の手続きは、利用者または利用者同士で行うものとします。
3. 利用者は、本サービス等の利用に関連して生じる第三者からの一切の請求、当社に生じた一切の債務につき当社を免責し、かつ当社に生じた損害を補償・補填するものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合については当社が自ら負担するものとします。
4. 利用者は、当社に提供した情報について、（1）不正に取得したものではないこと、（2）当社への提供が、利用者と第三者との間の契約に違反するものではないこと、（3）提供した情報が、利用者の知る限りにおいて真実かつ正確であることを保証するものとします。

第8条（禁止事項）

1. 当社は、利用者による本サービスの利用に際し、次の各号に定める行為を禁止します。
 - (a) 本規約に違反する行為
 - (b) 当社、当社がライセンスを受けているライセンサーその他第三者の知的財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的または人格的な権利を侵害する行為またはこれらを侵害する恐れのある行為
 - (c) 当社または第三者に不利益若しくは損害を与える行為またはその恐れのある行為
 - (d) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為またはその恐れのある行為
 - (e) 法令または条例等に違反する行為
 - (f) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為または公序良俗に反する恐れのある情報を他の利用者または第三者に提供する行為
 - (g) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為またはその恐れのある行為
 - (h) 事実に反する情報または事実に反する恐れのある情報を提供する行為
 - (i) 当社のシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、位置情報の改ざん、故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用したのチート行為、コンピューターウイルスの頒布その他本サービスの正常な運営を妨げる行為またはその恐れのある行為
 - (j) マクロおよび操作を自動化する機能やツール等を使用する行為

- (k) 本サービスの信用を損なう行為またはその恐れのある行為
 - (l) 他の利用者のアカウントの使用その他の方法により、第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (m) 犯罪収益に関する行為、テロ資金供与に関する行為またはその疑いがある行為
 - (n) その他当社が不相当と判断する行為
2. 当社は、利用者の行為が、前項各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者に対し事前に通知することなく、以下の各号のいずれかまたは全ての措置を講じることができま
- (a) 本サービスの利用制限
 - (b) その他当社が必要と合理的に判断する行為

第9条（利用停止・契約解除）

当社は、利用者が本規約に違反した場合は相当な期間を定めての催告を行ったうえで、または利用者が以下の各号に該当した場合はなんらの通知、催告を要せず即時に、本サービスの提供を停止し、本契約を解除できるものとします。

- (a) 手形、小切手を不渡りにする等支払停止の状態に陥ったとき、または仮差押命令、差押命令、仮処分命令および競売等の申立てを受けたとき
- (b) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続開始の申立てを受けたとき、または自ら申立てをしたとき
- (c) 営業もしくは資産の状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (d) 次条の表明および保証に違反したとき
- (e) その他上記各号に類する著しく信頼関係を破壊する事実があるとき

第10条（反社会的勢力の排除）

利用者は、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、暴力団関係企業、暴力団関係者、その他これらに準ずるもの（以下、「反社会的勢力」といいます。）の排除に関して、自己または自己の役員もしくは従業員について、当社に対し以下の各号を表明および保証します。当社の利用者に対する表明および保証も同様とします。

- (a) 反社会的勢力ではないこと。
- (b) 反社会的勢力が経営に実質的関与していないこと。
- (c) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (d) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないと認められる関係を有していないこと。
- (e) 脅迫的な言動または暴力を用いる行為を行わないこと。
- (f) 偽計もしくは威力を用いて業務を妨害し、または信用を棄損しないこと。
- (g) その他前各号に準ずる行為を行わないこと。

(h) 上記各号について、過去・将来にわたり該当しないこと。

第 11 条（契約期間および終了）

1. 本契約の契約期間は、第 1 条第 2 項で定める契約成立日から起算して別紙記載の契約期間が経過するまでとし、契約終了の日から 1 ヶ月前までに当社・利用者双方から特段の申し出がなければ、同一の契約期間で更新されるものとし、以降も同様とします。
2. 本契約終了日までに発生した当社の報酬および費用の請求権は、本契約終了により変更されないものとします。
3. 本規約の第 2 条、第 4 条第 5 項、第 5 条、第 7 条、前項、本項、第 12 条から第 16 条は本契約終了後も効力を有するものとします。

第 12 条（損害賠償）

1. 利用者は、本規約に違反し、その他本サービス等の利用に関し自らの責めに帰すべき事由により、当社または第三者に損害を与えた場合、その損害を被ったものに対し賠償するものとします。
2. 利用者は、本サービス等に関し当社の本規約への違反により損害を被った場合、当社に対して、損害賠償を請求することができるものとします。ただし、賠償の上限額は、当社に故意または重過失があるときを除き、50 万円とします。

第 13 条（権利義務譲渡等）

1. 利用者は、事前の書面による当社の承諾を得ずして、本契約上の権利および義務または本契約上の地位の全部もしくは一部について、譲渡その他の処分をしないものとします。
2. 当社は、事前の書面による利用者の承諾を得ずして、本契約上の権利および義務または本契約上の地位の全部もしくは一部について、譲渡その他の処分をしないものとします。ただし、当社は本契約にかかる事業を他社に譲渡または承継した場合（事業譲渡、会社分割その他事業が承継するあらゆる場合を含みます。）には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本契約に基づく権利および義務を当該事業の譲渡または承継を受けた者に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第 14 条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。本規約の変更は、当社サイト上で公表した時点または利用者へ通知した時点のいずれか早いときから、本規約の一部を構成し効力を生じます。

第 15 条（合意管轄）

本契約の当事者は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 16 条（準拠法）

本契約の準拠法は日本法とします。

2022 年 9 月 5 日制定実施

2022 年 10 月 17 日改定実施

【SEARCHROOM について】

SEARCHROOM には、M&A 相手先の検索・分析に便利な SEARCHROOM for M&A と、商品・サービスの販売先の検索・分析に便利な SEARCHROOM for Sales があります。

【SEARCHROOMの料金プラン】

項番	項目	フリーミアムプラン	エントリープラン	スタンダードプラン	エンタープライズプラン
1	契約期間 (自動更新あり※1)	3か月間	3か月間	6か月間	6か月間
2	リスト作成件数 (CSVダウンロード件数)	-	900 件 /3か月間	6,000 件 /6か月間	18,000 件 /6か月間
3	営業代行・企業アプローチ	別途お見積もりが必要な為、弊社までお問い合わせください			
4	簡易株価診断				
5	初期費用 (消費税別)	0円	0円	0円	0円
6	月額固定料金 (消費税別)	0円	9,900 円 /月	29,900 円 /月	69,900 円 /月
7	支払期限	-	一括前払い (支払日は、利用者が登録されたクレジットカードごとに異なります。詳しくは、クレジットカード会社にご確認下さい。)		
8	支払方法	-	クレジットカード払い		
9	プラン変更	契約期間更新時	他のプランへの変更可		
		契約期間途中 (※2)	他のプランへの変更可	スタンダードプランまたはエンタープライズプランへの変更可	エンタープライズプランへのみ変更可
10	備考	会員登録後、自動的にフリーミアムプランとなります。		契約期間を更新せずに上記プランを終了する場合、自動的にフリーミアムプランに移行します。	

(※1) 自動更新をしない場合は、契約期間終了日の1か月前までに、弊社に自動更新しない旨の通知が必要です。

(※2) 契約期間途中でのプラン変更は、料金の返金を行いませんので、当該契約期間中のリスト作成件数を使い切ってから、プラン変更してください。

【SEARCHROOM for M&A ご利用上の注意】

会員登録後、料金プラン選択前に、まず、ご利用者さまの情報が SEARCHROOM のデータベースに登録されているかご確認ください。登録されていない場合、登録されるまでの間、SEARCHROOM for M&A の機能をご利用できません。登録されていない場合、料金プラン選択前に、当社にご連絡し、ご利用者さまの情報の登録をご依頼ください。